

住宅用火災警報器を 設置していますか？

住宅用火災警報器は、消防法と火災予防条例により、「台所」、「すべての寝室」と「寝室が2階にある場合の階段」に、設置が義務付けられています。

共同住宅※の場合



※マンション・アパート等

戸建住宅の場合



問い合わせは
名古屋市消防局予防課 TEL972-3542

住宅用火災警報器は 10年を目安に交換をお願いします。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換をお願いします。

定期的に作動確認し、音を聞きましょう！

ボタンを押す、またはひもを引いて作動確認をします。

正常な場合は？

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音になります。



ピピ、
ピーピーピー



ピーピーピー
火事です

※警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



...



しーん

それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

ご注意

火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なります。製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。